

届出に必要なもの一覧表

★印の届出には5ページの番号確認書類と身元確認書類が必要です。

	個人番号が必要なもの	届出が必要なとき	必要なもの	掲載ページ
保険証や保険料に関すること	★	国保組合に加入するとき	世帯全員の住民票、国保組合に加入する前に入っていた国民健康保険の保険証のコピーまたは健康保険(社保)の資格喪失証明書、業種・職種を証明する書類、印鑑 ※70歳から74歳の方がいる場合は、「高齢受給者証」の一部負担割合の決定に所得確認が必要なため、「住民税課税(非課税)証明書」等が必要です。	8~9ページ
	★	結婚、出産などで家族が増えたとき	世帯全員の住民票、国保組合に加入する前に入っていた国民健康保険の保険証のコピーまたは健康保険(社保)の資格喪失証明書、印鑑 ※70歳から74歳の方がいる場合は、「高齢受給者証」の一部負担割合の決定に所得確認が必要なため、「住民税課税(非課税)証明書」等が必要です。	10ページ
	★	就職、死亡などで家族が減ったとき	対象となる方の東京土建国保の保険証、新たに加した職場の健康保険の保険証のコピー、住民票の除票など、印鑑	10ページ
	★	住所が変わったとき	国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 ^注)、世帯全員の住民票、印鑑 ※都内から都外への住所変更には「事業所従事者証明書」が必要です。	11ページ
	★	氏名が変わったとき	対象となる方の国保組合の保険証(高齢受給者証 ^注)、戸籍謄本、印鑑 ※組合員の氏名が変わるときは、世帯内で国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 ^注)が必要です。	11ページ
	★	子どもが遠方の学校へ入学し、住民票を移したとき	在学証明書、印鑑	11ページ
	—	職人から一人親方や事業主になったり、働き先が変わったとき	業種・職種・就業実態を証明する書類、印鑑	12ページ
	★	保険証を破損したり、紛失したとき	破損したときはその保険証、印鑑 ※手続き時と受け取り時に本人確認ができるもの(例:運転免許証)が必要です。	12ページ
	—	他の支部へ転出するとき	国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 ^注)、印鑑	13ページ
	★	国保組合をやめるとき	国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 ^注)、印鑑 ※保険証を紛失したときは、「被保険者証・高齢受給者証紛失届」が必要です。 ※他保険に加入した場合は加入先の保険証のコピーまたは資格取得証明書が必要です。	13ページ
★	生活保護を受けたとき	国保組合に加入している方全員の保険証(高齢受給者証 ^注)、保護開始決定通知書のコピー、印鑑	13ページ	

注)「高齢受給者証」をお持ちの方(70歳から74歳)は届出の際に、保険証とセットで提出してください。

○各種届出書は国保組合ホームページまたは所属の支部にあります。

○必要書類は条件により異なる場合がありますので、事前に所属の支部または国保組合にお問い合わせください。

届出に必要なもの一覧表

	個人番号が必要なもの	届出が必要なとき	必要なもの	掲載ページ
国保組合から給付金・補助金が支給されるもの	—	中学生までの子どもが入院したとき	家族入院一部負担払戻金支給申請書、領収書のコピー、印鑑、国保組合加入者全員の所得を証明する書類(住民税の課税証明書など)	25ページ
	—	組合員が柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師の施術を受けたとき	一部負担払戻金支給申請書(柔道整復、マッサージ、はり・きゅう)、領収書のコピー、印鑑 ※1カ月にひとつの施術所で支払った一部負担金が17,500円を超えた場合のみ対象	19、27ページ
	★	旅行先(海外を含む)での急な病気などで医療機関に保険証を提示できず受診したときやコルセット等の補装具を作製したときなど	療養費支給申請書、領収書、印鑑、診療報酬明細書や医師の意見書など ※外国語で作成してある場合は日本語に訳してください。 ※海外の場合は、パスポートのコピー(渡航の事実と渡航期間が分かるもの)等が必要です。	19ページ
	★	医療機関で受診するときの窓口負担を軽減したいとき	限度額適用認定申請書、国保組合加入者全員の所得を証明する書類(住民税の課税証明書など)、印鑑	21ページ
	★	月々の医療費の自己負担金額が高額になったとき	高額療養費支給申請書、領収書のコピー、国保組合加入者全員の所得を証明する書類(住民税の課税証明書など)、印鑑	20ページ
	★	治療のため、緊急的な必要があって医師の指示により移送されたとき	移送費支給申請書、移送を必要とする医師の意見書、移送距離の記載がある領収書、印鑑 ※国保組合が認めた場合に限りです。	19ページ
	—	被保険者が妊娠・出産したとき	出産育児一時金支給申請書、印鑑、直接支払制度合意文書のコピー、領収明細書のコピー	22~25ページ
	—	女性組合員が出産で業務に服さなかったとき	出産手当金支給申請書(事業主または群長・分会長の休業証明をもらったもの)、印鑑、出産支援金支給申請書(出産手当金支給申請書と複写になっています)	
	—	被保険者が死亡し、その葬儀を行ったとき	葬祭費支給申請書、死亡が確認できる書類(死亡診断書、死体検案書、住民票の除票、除籍された戸籍謄本のいずれかひとつのコピー)、印鑑 ※申請者が同一保険証(同じ記号・番号)にいない場合は、上記のほか申請者が葬儀を行ったことがわかる書類(葬儀の領収書、埋葬・火葬許可証、会葬礼状のコピーなど)が必要です。	24ページ
	—	組合員が保険診療で連続して5日以上入院したとき	疾病入院給付金支給申請書、印鑑	24ページ
—	インフルエンザの予防接種を受けたとき	インフルエンザ予防接種・補助金支給申請書、領収書原本または接種済証のコピー、母子手帳のコピーなど接種日、医療機関名、接種を受けた方がわかるもの	40ページ	
—	宿泊旅行に行くとき	宿泊旅行(国内)利用者・補助金支給申請書に宿泊証明をもらったもの	40ページ	
貸付	★	医療費の貸付制度を利用したいとき	医療費資金貸付申込書、医療機関からの請求書または領収書、国保組合加入者全員の所得を証明する書類(住民税の課税証明書など)、印鑑	26ページ
	—	出産費の貸付制度を利用したいとき	出産費資金貸付申込書、母子手帳のコピー、直接支払制度合意文書のコピー、印鑑	26ページ
健診	—	健診を受けたいとき	保険証、健診受診券(保険証についています)	30、31ページ
	—	契約外の医療機関で健診を受けたとき	申請書、受診券(保険証から切り離してください)、健診結果票のコピー、領収書のコピー	32ページ
	—	事業所健診の結果を国保組合に提供するとき	申請書、受診券(保険証から切り離してください)、健診結果票のコピー、問診票(添付できない場合は、国保組合指定の問診票)	32ページ
その他	★	交通事故にあったとき	第三者行為による傷病届、事故発生状況報告書、交通事故証明書、念書兼同意書、確約書など	28ページ

注)「高齢受給者証」をお持ちの方(70歳から74歳)は届出の際に、保険証とセットで提出してください。
○各種申請書は国保組合ホームページまたは所属の支部にあります。
○必要書類は条件により異なる場合がありますので、事前に所属の支部または国保組合にお問い合わせください。

各種手続時に個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認書類が必要になりました